

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 4月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	3号機	海水熱交換器建屋 地下1階に設置のスペースヒータ用ヒューズ盤において、東日本大震災に伴う津波による被水が認められたため、電源元を「切」にするとともに、当該ヒューズ盤を点検・修理。	G III	
2	4号機	換気空調補機冷却系主冷凍機B点検作業において、作業部門が操作禁止を表示した札により管理されている弁を操作したことが認められたため、対応策検討。(設備に対する影響は無し)	G II	
3	1・2号廃棄物処理設備	低電導度廃液系サンプル槽B試料採取弁において、弁シート部に漏えい(2秒に1滴)が認められたため、上流側弁を「閉」し漏えいを止め、当該弁を点検・修理。	G III	